

<職場内での回覧をお願いします>

「医療費のお知らせ」

をお送りいたします

事業主様へのお願い

世帯ごとに封緘した通知を、事業主様あてにまとめてお送りいたします。

開封せずに、被保険者様へお渡しください。

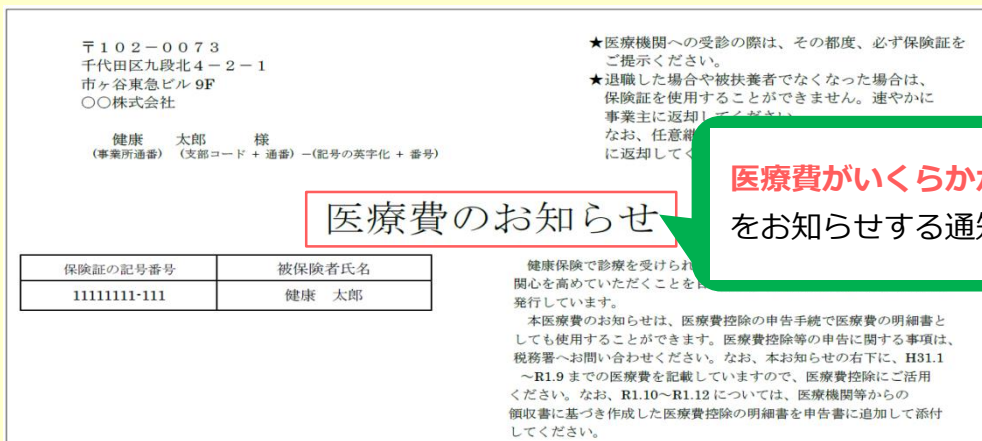
(通知には個人情報が含まれていますので、慎重な取扱いをお願いします。)

【送付時期】：令和2年1月中旬以降(順次)

【対象期間】：平成30年10月診療分～令和元年9月診療分

個人情報の利用について

特段のお申出がない場合、「医療費のお知らせ」を世帯ごとにまとめて送付することに同意(黙示)いただいたものとして送付させていただきます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。



確定申告の手続きに利用する場合

医療費控除の申告手続に「医療費のお知らせ」を使用できます。手続方法等につきましては、国税庁のホームページをご参照いただくか、お近くの税務署までお問い合わせください。

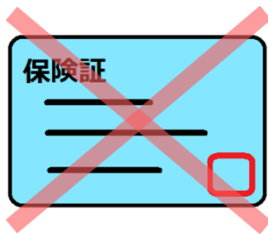
重要

令和元年10月分・11月分・12月分につきましては、医療機関等からの領収書に基づき作成した**医療費控除の明細書を申告書に添付**してください。
(詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください)

お問い合わせ先：055-220-7753 (レセプトグループ)



ぜひ知っておいてほしいこと 保険証の使い方



**退職日の翌日以降、
(在職中に使用していた) 保険証を使用できません。**

在職中の保険証を使用できるのは退職日当日までです。
誤って使用した場合は、「無資格受診」となり、協会けんぽ負担分の医療費（総医療費の7～8割相当）を返還していただくことになります。



業務上や通勤途中のけが等では、
保険証を使用できません。

上記の場合は労災保険の適用となります。労働基準監督署へお問い合わせください。また、医療機関を受診する際は、けが等の原因を必ず医療機関にご説明ください。

お問い合わせ先：055-220-7753（レセプトグループ）

**<令和2年4月1日以降の健診から>
「生活習慣病予防健診申込書」の提出が不要となります！**

**健診日が
令和2年4月1日以降の手順**

- ① 健診機関に日付等を予約
- ② 予約した日に健診を受診

**健診機関の予約のみで、生活習慣病予防健診が
受診できるようになります！**

留意事項

令和2年3月31日までの受診分につきましては、「生活習慣病予防健診申込書」の提出が必要となります。

お問い合わせ先：055-220-7754（保健グループ）

**<健康保険 こんなときどうする？>
保険証をなくしてしまった… 文字がかすれて読めない…**

【手続の詳細】

提出書類：**健康保険 被保険者証 再交付申請書**
提出先：**保険証に記載されている協会けんぽ支部**

留意事項

事業所に勤務する被保険者並びにその扶養家族の申請をする場合、「事業主欄」の記載は必須事項となります。

お問い合わせ先：055-220-7752（業務グループ）